

ご利用ください

品川区の中小企業支援策

品川区中小企業事業資金融資あっ旋制度に係る新制度のご案内

平成31年4月より、区内の情報通信事業分野における創業の活性化およびその集積を図ることを目的として、品川区中小企業事業資金融資あっ旋制度にて新たな施策を実施します。

資金名	資金使途	あっ旋 限度額	本人負担利率	返済期間 (うち据置月数)	保証料 補助率
創業支援資金 情報通信業活性化特例	設備/運転	2,000万円	3年間無利子 4年目以降 0.2%以内	10年以内 (12か月)	全額補助

※初めての創業に該当し、創業計画書(区指定様式)にて情報通信事業分野(日本標準産業分類における中分類39情報サービス業)で創業する具体的な計画を有している者、または情報通信技術を活用し創業する具体的な計画を有している者

その他、融資あっ旋制度の資金は以下の通りです。

● 小規模企業特別事業資金

利率：3年間無利子、4年目以降 0.2%以内
あっ旋限度額：2,000万円
信用保証料補助：区が全額負担
返済期間：5年以内(うち据置6か月)

● 事業設備資金

利率：0.6%以内
あっ旋限度額：3,000万円
信用保証料補助：区が2/3負担
返済期間：7年以内(うち据置6か月)

● 事業運転資金

利率：0.6%以内
あっ旋限度額：2,000万円
信用保証料補助：区が2/3負担
返済期間：5年以内(うち据置6か月)

● 事業承継支援資金

利率：3年間無利子、4年目以降 0.6%以内
あっ旋限度額：2,000万円
信用保証料補助：区が2/3負担
返済期間：7年以内(うち据置6か月)

● 創業支援資金(初めての創業)

利率：0.2%以内 あっ旋限度額：2,000万円
返済期間：10年以内(うち据置12か月)
信用保証料補助：区が全額負担

● 創業支援資金(第二創業)

利率：0.7%以内 あっ旋限度額：2,000万円
返済期間：10年以内(うち据置12か月)
信用保証料補助：区が1/2負担

消費税の税率改定への対策資金

● 【新設予定】経営変化対策資金

消費税の税率改定に伴い、区内中小企業事業者の経営に変化が現れた場合の対策資金を融資あっ旋いたします。

※平成31年10月より実施予定です。

※詳細については、別途ご案内いたします。

詳細については、パンフレット「品川区融資あっ旋制度のご案内」もしくは品川区ホームページをご覧ください。
か、中小企業支援係までお問い合わせください。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

品川区 融資あっ旋 検索

問い合わせ

商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6334

※その他にも各種融資あっ旋制度がございます。



平成
31
年度

中小企業向け 助成事業メニューのご紹介

対象業種	事業・経費	助成額	募集期間	問い合わせ	
製造業	新製品・新技術開発促進助成	最大250万円 (対象経費の2/3)	5月7日～6月28日	①	
	ものづくり企業地域共生推進助成	本紙3面に 詳細を掲載	4月1日～5月7日		
	ものづくり地域企業ネットワーク再生助成	最大100万円 (取引額の10%)	4月1日～2月28日※		
製造業 および 情報通信業	新製品・新技術（ソフトウェア）開発促進助成	最大100万円 (対象経費の2/3)	6月3日～7月31日	①	
	企業PR用動画作成経費助成	最大10万円 (対象経費の2/3)	4月1日～2月28日※		
	外国語版ホームページ作成経費助成	最大10万円 (対象経費の2/3)			
	都立産業技術研究センター等利用料等助成	最大10万円 (対象経費の2/3)			
	インターンシップ促進助成	学生1人につき 1日5,000円			
	産学連携開発支援助成	最大50万円 (対象経費の2/3)			
	エンジニア確保支援助成	最大50万円 (対象経費の1/2)	6月3日～2月28日※	②	
全業種	自動化・ロボット化導入推進助成	最大100万円 (対象経費の2/3)	8月1日～2月28日	①	
	事業承継設備投資助成	最大500万円 (対象経費の1/2)	①2月15日～3月22日 ②5月7日～6月14日		
	社会貢献製品支援事業	最大50万円 (対象経費の2/3)	4月12日～5月31日		
	BCP策定経費助成	最大100万円 (対象経費の2/3)	4月1日～2月28日※		
	ISO認証取得経費助成	最大60万円 (対象経費の2/3)	9月2日～9月30日		
	知的財産権取得経費助成	最大20万円 (対象経費の2/3)	10月1日～10月31日		
	展示会出展経費助成（国内展示会） （海外展示会）	最大20万円 (対象経費の2/3) 最大50万円 (対象経費の2/3)	10月1日～10月31日		
	しながわへく推進事業 （働き方改革）	コンサルティング経費助成 育児スペース整備費助成 推進事業奨励金	最大100万円 (対象経費の2/3) 最大100万円 (対象経費の1/2) 10万円 (1企業1回限り)	4月1日～2月28日※ 4月1日～2月28日※ 4月1日～2月28日※	②

※助成金の予算がなくなり次第受付終了

★各事業の詳細は区ホームページ及びものづくり支援サイト（<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp>）をご覧ください。

問い合わせ ①商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL5498-6340

②商業・ものづくり課産業活性化担当 TEL5498-6351

なお、本事業の実施については、平成31年度予算成立を前提とすることから、成立した予算の内容に応じて事業内容に変更が生じることがあります。

要予約 相談業務のご案内

問い合わせ・予約先

商業・ものづくり課中小企業支援係
TEL5498-6340

相談内容	曜日	時間	相談員	場所
経営相談	(月)～(金)	午前9時～午後5時	区商工相談員	区立 中小企業 センター
創業相談	(月)～(金)	午前9時～午後5時	区商工相談員	
企業法務相談	第2・4(火)	午前10時～12時	飯野 泰子 弁護士	
特許相談	第2・4(金)	午前10時～12時	工藤 実 弁理士	
海外ビジネス相談	第1～4(水)	午前9時～午後5時	吉岡 義継氏(元住友商事)	
発注相談	(月)～(金)	午前9時～午後5時	区商工相談員	

品川区中小企業の景況調査

区では、区内中小企業の景気動向の実態を把握することを目的に、毎年、景況調査を実施しています。調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

また、調査の結果は区ホームページにて公表していますので、企業経営の基礎資料としてご活用ください。

<景況調査の概要>

- 調査対象** 区内中小企業から抽出した510事業所
- 対象業種** 製造業・卸売業・小売業・サービス業・建設業
- 調査時期** 年4回（四半期ごと）
- 調査方法** 郵送調査
- 調査内容** 業況、売上・収益等の動き、経営上の課題など
- 結果公表** 結果公表 区ホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000009900/hpg000009801.htm>



申し込み・問い合わせ

商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340